

第12回ニセコ町水資源保全審議会【議事録】

1. 開催日時 令和4年10月5日（水） 15:30～17:05

2. 開催方法 Webexによるオンライン開催

3. 出席者 委員：柿澤宏昭氏、松井佳彦氏、丸谷薫氏
事務局：高瀬課長、島崎係長、長谷部主任

4. 議事内容

（1）第11回審議会にて出たニセコ町地下水保全条例における検討事項について【資料1～4】

事務局より、資料1に沿って説明があり、その後、意見交換等を行った。説明・意見・審議内容については以下のとおり。

（委員） 資料1の②で、上水道はポンプがあるが流量計がなく取水量がわからない、町として事業者には採水量のデータを求めているのに、自分のところは大口であるにもかかわらずデータがないというのは、アンバランスかなと思う。何かしらの形でデータを集め、数字だけでも持つておくことが大事かと。それから、資料3で申請時の揚水量等、報告値が大分違っているというのは、そのあと何をフォローされていたのか。

（事務局） ニセコ町内での地下水使用に関して、ニセコ地区で使われている水は基本的に湧水であり、純粋な地下水ではないため使っている地下水の量を把握するのは厳しいと考えるが、事業者の皆さんに報告いただいているのに役場は把握していないということではなく、何かしらの対応を検討する必要がある。

（委員） 湧水も自然に入っている地下水だと考えれば、湧水プラス地下水で上水での使用量も考えられる。機械的にくみ上げている以外に沸き出しているのも、要は地下水として使用しているデータを把握した方がよい。

（事務局） 使用量はわかっているので、何らかの形で数値を示すようし、全く資料としてないということにならないようにする。

（委員） 水道でおそらく配水量は把握されていると思うので、その水量を見ればよいのではないかと思うが、いかがか。

（事務局） ニセコ地区の水の利用状況は把握しており、参考値になるが可能な限りデータとして把握するようにしたい。申請の報告から現在までフォローということところは特段行ったという経緯はなかった。ご指摘のように申請時の数字から違いが出ている部分は今後、申請以降も適切に運用するよう対応を考える。

- (委 員) 浸透量等でバランスが取れているかチェックをし、地下水の賦存量に負荷をかけないようにチェックしているとはいえ、さすがに倍となるとこのチェックは一体何だということになる。数字が上がってきて量が多い時は、事情を聞き、単年度だけなのか、これからも続くのか、1度話を聞いた方がよい。
- (事務局) 現在は8平方センチメートル以内ということでやっており、今後は1日当たりの立米数も条例に盛り込むとなった時に、委員の皆様がおっしゃったことは相当シビアにやっていかなければならないと感じた。
- (委 員) 資料3に書いているものは実績値ということで取りまとめているような状況で、例えば一番上のニセコヒルトンは大分昔の話であるということか。
- (事務局) 条例ができる前のもので、グリーンリーフ自身も条例前からやっている。
- (委 員) 申請時より多くなっている場合には、もう一度再申請してもらおうということかどうか。
- (事務局) 今後の条例改正も視野入れ、今までポンプの口径に注目して許可案件にしていたが、使用量に着目すべきという考えもあり、同じ井戸でも新しい施設で使う場合は何らかの手続きやヒアリング等必要であり、条文への組み込みも含めて少し検討させていただきたい。
- (委 員) 許可するときの書類の中に揚水機の機能で用水可能な量はわかるので、このぐらいの量であれば環境にも負荷がかからない等で許可しているのに、申請時の内容と実態が違っているのはいかなものかと思う。
- (事務局) 資料1の⑦番目のモニタリングの件について、どうモニタリングするべきか悩んでおり、新たに調査井を掘るわけにもいかず、とはいえ未使用の井戸が多数あるわけでもない中で使っている量で算出するのはよいと思った。
- (委 員) モニタリングとは、使っている量で拾っていくのも一種のモニタリングで、収支のバランスみたいなものがあると環境レポートとしても、水の部分のデータを出せるのでよいかと思うので、把握してはどうか。
- (会 長) 資料2-2の届出のところで、10立米以上が約半分ということだが、もしわかれば10立米以上はどこら辺に当たるのかわかれば教えていただきたい。
- (事務局) 全て把握をしきれていないが、R3年の5件について10立米未満が3件、10立方以上が2件で把握しており、10立方未満は別荘のような形で、ホテルではなく一軒分のかなり大きな建物の設計図で出ていた。届出案件は水の量の報告義務が今現状としてなく、申請時の紙面上で書いただけということで、実際はもっと使っているところもあるのかもしれないのが現状である。ここの取り扱いも条例改正時に非常に悩ましいと考えている案件である。
- (会 長) 今のところ、上水道のことに何らかの形で使用水量を出して欲しいというご意見と、申請時と実態が違っている問題について、一つは条例でこれから量として規定をすること、あとは条例を新しくしてもこれまでの申請に

関して何らかの対応を取らなければと考え、両面で条例をどう改正するのかと既存の申請についてどう取り扱うのか両方から考えていただきたい。

(事務局) 条例改正について、立米数と口径のハイブリッドでやった方がいいのか。長野県の佐久市のように口径の大きさは条例から外して単純に取水量の立米数でやると、10立米未満の一般家庭等の使用者も例えば全員に装置を義務化することでより把握できるが、聞いたところ10万円程度でそういう測量計は付けられえろという話も聞いている。もう少し情報収集してやりたいと考えている。この段階で委員の方々から何かご意見はあるか。

(委員) 悩ましいとこで、10万円でも個人では結構高いと思うが水道メーターであればもっと安く、確か自治体に設置義務があるので、自治体の簡易水道でお金を払って設置するかと思うが、そのメーターで代替してもらえばいいのかと。ちっちゃい流量で、小口径だと最大使ってもどのぐらいか把握しとけばいいのかなと。それを全部足してみても、誤差のうちだということがわかれば全部流量計を付けなくてもよいと思う。

(委員) モニターをしていく話が出たが、水のメーターの状況を見ていくことも非常に重要なことの一つだと思うので、水位計をどこかに設置し、水位を満たしていくということをひとまとまりの地域で1ヶ所できると一番いいと思うので検討してよいかと。実際に水面がどうなっているか状況がわからないと非常に恐ろしい状況なので、水のモニターをすることを考えていただきたい。

(事務局) 北海道や道総研でニセコ町の温泉水位を調べることでなっており、この背景としては倶知安町のヒラフ地区が温泉掘削禁止区域となり、ニセコ町の水位を調査した上で禁止区域とか何か制限をかける等のジャッジをするとのことで、今使っていない温泉井戸で水位を調べるということだが、深いところの水位データも参考数値としては使えるものなのか。

(委員) 浅い部分での地下水はまた別に測定しないといけないと思う。深さの規模等が違うので、深いところと浅いところは区別して考えた方がよいと思う。

(委員) リスク回避として、いくつかの許可した井戸には水位計も設置するようにと指導していた記憶がある。データを持っていることが考えられるので、併せて報告してもらえばよい。敷地面積が小さくても井戸を使いたいというところには、水位計をつけて水位が下がらないようにモニターするよう義務づけたと思う。許可する案件には水位計を極力付けるよう言っていた気がする。

(会長) 委員がおっしゃったようなことを、以前審議会内で議論していると思うので、ちょっと改めて確認をしていただければと思う。

審議事項

(1) 地下水保全条例に係る許可案件①【資料5-1、2】

事務局より、資料5-1、5-2に沿って許可案件の許可申請書、住民説明会結果報告に

について説明があり、その後、案件についての審議を行った。説明・意見・審議内容については以下のとおり。

- (会 長) 先ほどの議論でいうと、敷地面積が狭いときは水位計等を付けてモニタリングをし、地下水に影響がないか確認できるようにするのを義務付けることが今までだったが、そのあたり今回は考えてはいないということか。
- (事務局) 水位計を設置して水位の報告というところまでは、現段階では事業者に依頼していないが、狭い敷地面積でもあるため、水位計をつけてしっかりとウォッチするような形で事業者の説明することも考える必要があると感じている。水位計の設置が必要ということであれば、今回まだ2棟目は工事を行っていないため水位計の必置義務はこれまでと同じように課すことはできるが、その辺りのジャッジを審議会にてどうするかご協議いただければ。
- (委 員) 水位計必須だと思う。いろいろな方が地下水を使われており、何かあったときに水位計をつけておかないと憶測で議論が進んでしまうため、水位計で確認して水位が正常に保たれている限りは使ってよいとしないと、水位計付ければ好きに使っていいという話ではなく、何も影響がないことを明確にするためである。事業者の勝手な解釈も起こりそうなところがあり、毎年、常にモニターしておいて1年間の変化を報告するように言うておかないと、外国資本の方は契約にないとか、そういうふうには聞いてなかった、理解してなかった等といったことが十分起こり得るので注意が必要。
- (委 員) 雨量よりも地下水を使う場合には水位計を設置してもらい、それを報告するという話でこれまで進んできたというふうに理解したが、それでよいかというのが一つと、あともしそうであれば水位計をつけた場合に、その水位のモニターしている状況・結果をどのように判断するかということまで話していたのかどうか、教えていただけると有難い。
- (会 長) 影響があるかないかということに関しては事業者の方できちんと証拠立てて示していただきたいということで、その証拠の示し方としてその敷地内での浸透量よりも取水量が少ないかどうか、もしそれが保証できないのであれば水位計をつけて正確にモニタリングをし、影響がないかはっきりさせるということで話が進んでいたと思う。ただそのあと水位計などのモニタリング細かいところまで、どのぐらい議論したかつていうことは定かではない。
- (委 員) 例えば何センチ下がったら駄目とかそういうところまできちんとは議論していない。モニタリングにて大きく下がらないように確認するようにしていた。極端に解釈されてしまうと、設置したから使用開始しました、1ヶ月経っても下がってないと言って水位計を撤去しましたとか、そういう解釈が進められると非常に困る。

- (委 員) 理屈の上では使えば水位は下がるはず。深いところにある被圧地下水にははっきり表れるが、浅いところの水だと水の出の良い井戸を使っている場合には水面の変化がわかりにくく変化がないと報告されることも考えうる。理屈で言えば使えばその分減るため、定常の状態からどれだけ下がってもよいという決め方をするか、または下がり方の様子を見ながら判断するのも良いかと思う。あとはデータを連続して取るか、月 1 回で測ったものを報告してもらうのか、報告の間隔とデータを取る間隔をどうするか、明確にしないとどんな報告がくるかわからないため、検討が必要である。
- (会 長) 今の話で言えば、どうして付けるのかということを理解した上で水位計を付けてもらい、それをある程度定期的にモニタリングして報告してもらうことを条件付けることになるかと思うが、どのぐらいの期間で、どのような形で報告するかということに関しては、今この場で何かご意見あるか。
- (委 員) 一概に言えないが、周りに使っている井戸が密集してなければ月 1 回ぐらいでも大丈夫かと思うが、測り方について連続で計測するものとなると、水位計を先に設置し電気信号でデータを収集する形になるためお金も高くなるのでその辺りをどちらにするか。使用している井戸だと、月に 1 回程度計測となると手で測ることになるが、一般の人が実施するのは難しいかと。
- (会 長) 事業者には何らかの形で月 1 回程度の水位計測を定期的に行い、報告することを条件とすることを、審議会の意見として申し述べるということにさせていただきたいと思う。

(2) 地下水保全条例に係る許可案件②【資料 6－1、2】

事務局より、資料 6－1、6－2 に沿って許可案件の許可申請書、住民説明会結果について説明があり、その後、案件についての審議を行った。説明・意見・審議内容については以下のとおり。

- (会 長) この案件についても先ほどの案件①と同じような形で、水位計の設置と報告を求める条件を付けて許可することでよいか。→意義なし
- (委 員) 周辺にどれぐらい既存の井戸があるかは考慮せず認可していくのか。
- (委 員) 昔の議論でそういう話もあった。非常に狭い敷地では周辺に他の井戸がないか、特に下流にあった場合には地形的に下の方は影響受けるので、そこは確認するということがあったが、その時は大分離れているため問題ないのではという議論があったような気がする。
- (委 員) 水量によって管理していくということであれば、ある地域で井戸が集中していると、この量を超えるとよくない、近くなので影響が及ぶ恐れがあるということを検討していかなければならなくなるかもしれない。

- (事務局) 資料1にあったが前回の質問で全体像を見たいということで、今回まとめたものがあるので、例えば平面図に落とし込んでみるとか、色々とやりながら条例改正の際には先生方のご意見も聞かせていただければと思っている。
- (委員) 特に①の案件は、非常に狭い敷地で相当の量を使うので、他に影響が表れてはいけないし、②も使用量が多いで、後から来た人が取水できない事態になるといけないので、まず全体像を把握しておいたほうがいいかと思う。
- (事務局) 土地が小さいところに建物が立つという案件が増えてきたように担当としては感じているが、やはりここ数年の審査でも先生方の体感も同じか。
- (委員) 最初にニセコ町の水資源保全に関わっていた頃は広い土地で全然問題ない案件が多かったが、途中から狭い敷地で開発が出てきて、それが密集してくると必ず地下水は下がってしまう。既存のところに影響が出るのが一番良くないので全体像を把握するということが重要。まず井戸がどこにどれだけあり、どのくらい揚水しているのか、地域ごとに例えば1平方キロ当たりでどのくらい使っているということを把握されていくといいのかと思う。
- (会長) 特に今ご指摘があった、密集してあるところ、集中しているよう場所のゾーニングは難しいかもしれないが、それぞれの案件ごとある程度図って、その周辺への影響等を考えてやればよいかと思う。先ほど委員がおっしゃったようにいずれもその周辺状況も合わせて許可に関して議論していった方がよいという議論があったので、それぞれの案件ごとにどんな場所なのかということも考慮して、提案の仕方を考えていただければというふうに思う。
- (事務局) 基本的に先生方のご意見を聞くと、自分たちの土地で、浸透量を計算するということが、場所によって周りが森林で家も建物も建ってないとか、そういう状況であっても、その辺の緩和は基本できないと、それはもうご自身の土地、ご自身の使う水で計算するしかないという認識でよいか。
- (会長) この審議会での議論では、確実に影響がないことを把握するには、その敷地内で見るのがよいということで、この方針を出したと認識している。
- (事務局) 平面図にこれまでの許可案件を盛り込むということ、それからどれだけの量を取水しているかという部分を深めてまた提示できればと思う。
- (委員) 届出の案件を調べるのは無理か。
- (事務局) 届出の件数も平面図に落とし込みたい。当時の申請までさかのぼり、用途もお示しできればいいかと会長の意見を聞いて感じたので、進めたいと思う。

その他

特になし。

以上